

原発被災地で暮らし直す論理

——福島県南相馬市 X 集落を事例に——

東北学院大学大学院 庄司貴俊

本報告では、原発被災地域のフィールドワークから、居住制限や生産制限といった不条理に直面しているにもかかわらず、なぜ人びとが原発被災地で暮らし続けることができるのか、その論理を明らかにする。

2011年に福島県で起きた原発事故は、日本においては過去経験したことのない水準の事故であった。重要なのは、原子力発電所周辺で生活していた人びとが、事故に関する経験も知識もないからこそ、津波被害とは異なり、原発事故によって、集落の単なる外観という点では何の変わりもなく物理的な損害が生じていないにもかかわらず、突如として生活していた場所に住めなくなる事態は、原発被災者にとって不条理なものであったことにある。放射能という目にみえず匂いすらもないものに、人びとは翻弄され、納得ができないままに、生活環境に変容が強いられた。このことは不条理としかいえない。

こうしたなかでも、原発被災地で暮らし続ける人びとはたしかにいる。本報告が対象とした人びとも暮らし続けている。彼ら彼女らは少しずつではあるものの、自分たちが望む生活を実現しつつある。なぜ、人びとは不条理が強いられているにもかかわらず、原発被災地で暮らし続けることができるのだろうか。本報告では以上の問いについて考察する。

2 方法

居住・生産制限が設定された集落でフィールドワークを行い、調査で得た知見から考察する。

3 結果

まず本報告が対象とした人びとは、みな1度は避難を経験しており、その多くが約5年間他地域での避難生活を余儀なくされていた。今回の事故を扱った諸研究から（松井 2018；黒田 2019）、被災者は避難によって大きく3つのものを失ったと考えられる。一つ目は被災者の時間感覚、二つ目は避難元地域で取り結んでいた社会関係、三つ目は元通りの空間を取り戻すイメージである。

本報告が対象とした人びとは、これら3つが避難中に回復されていた。その背景には事故後も継続された農地の手入れがある。人びとは事故前農家であったが、事故を契機に農業をやめた。けれども、農地についてはその手入れを続けている。手入れを続けることで、隣近所との関係／時間感覚／元通りの空間を取り戻すイメージを回復していたのである。

4 結論

人びとは隣近所との関係／時間感覚／元通りの空間を取り戻すイメージを回復させているが、注目したいのは、人びとの生活が事故前の水準には戻っていない点にある。同時に事故前の水準に戻らないことが確定しているわけでもない。「元に戻る」と「元に戻らないこと」の「中間」にある。この中間状態に暮らし直す論理があると現時点で考えている。

文献

黒田由彦, 2019, 「区域外避難の合理性と被害」『環境と公害』48 (3) : 39 - 44.

松井克浩, 2018, 「『宙づり』の時間と空間—新潟県への原発避難の事例から」第91回日本社会学会大会報告原稿.